

広島県告示第二百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によって、認定を取り消した。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

府中市本山町字月見ヶ丘五三〇番八五、外十五筆

二 認定を取り消した年月日及び番号

平成二十七年三月十九日

第H二十六認消通知広島建指一〇九号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

府中市高木町五〇二―一〇

株式会社 オガワエコノス 代表取締役 小川勲